知らなきゃ経営リスクに

## 民法改正

### 加藤 伸樹 弁護士和田倉門法律事務所



# 第2回 債権の消滅時効の見直し

わないよう、よく理解しなければならない。であり、特に債権者は債権が消滅してしまに関するルールが見直される。債務者・債に関するルールが見直される。債務者・債を着ともにきちんと整理しておくべき内容ときに、その債権を消滅させる「消滅時効」

### 「中断」「停止」の用語変更

情権が、消滅、して債務者が義務を免れる 情権の消滅時効」は、訴訟が提起されたと きなどの「中断」と、天災発生時などの「停 きなどの「中断」と、天災発生時などの「停 地」とでストップするが、この言葉には分 かりにくさがあるため、用語が変更される。 現行法の「中断」と「停止」だが、時効 期間5年の債権で説明すると、4年経過時 に「中断」になると残り期間がリセットさ れ、改めて残り5年の時効がスタートする。 の進行は止まるが、「停止」解消後は残り の進行は止まるが、「停止」解消後は残り

に変更される。
に変更される。
に変更される。
に変更される。

#### 消滅時効期間の統一

現行法の債権の消滅時効期間が原力にくいとして、債権の消滅時効期間がよって1年(運賃)、2年(弁護士報酬)、3年(工事請負代金)といった短い期間が定められている。こうした複雑な制度は分かりにくいとして、債権の消滅時効期間は原則10年

と知ったときから5年、②客観的に権利行改正法では、①債権者が権利行使できる

使できるときから10年――という2

商取引に基づく債権は、権利行使できる 高取引に基づく債権は、権利行使できる う。なお、前記の「商事債権に関する5年」 う。なお、前記の「商事債権に関する5年」 に関する条項は廃止される予定だ。 また、従業員が作業中にけがをしたときまた、従業員が作業中にけがをしたときまた、従業員が作業中にけがをしたときまた、従業員が作業中にけがをしたときの、雇用契約に基づく損害賠償請求権など、の生命・身体の侵害による損害賠償請求権など、の、雇用契約に基づく債権は、権利行使できるの期間が20年になる。生命・身体を害するの期間が20年になる。生命・身体を害するの期間が20年になる。

## 協議合意による完成猶予制度新設

見直される。

時効の「更新」と「完成猶予」は用語が変わるだけで基本的に現行法の内容を引き変わるだけで基本的に現行法の内容を引き終の履行時期・方法について両者で協議しようという合意)による完成猶予制度が新設される。この制度では、書面や電子メールで協議合意したときに、合意から最長1年間、時効の完成(成立)が猶予される。年間、時効の完成(成立)が猶予される。将予期間中に再度協議合意することで、本年間、時効の完成(成立)が猶予される。

協議合意による完成猶予と、内容証明郵協議合意による完成猶予と、内容証明部で、協議合意で時効の完成が猶予される制度は、両立しない。消滅時効期間のを提起するか、協議合意で時効の完成が猶予を提起するか、協議合意で時効の完成が猶予を提起するか、協議合意による完成猶予と、内容証明郵協議合意による完成猶予と、内容証明郵

▼この連載は、和田倉門法律事務所の加藤伸樹弁護士、野村彩弁護士、藤池尚恵弁護士が執筆します。